

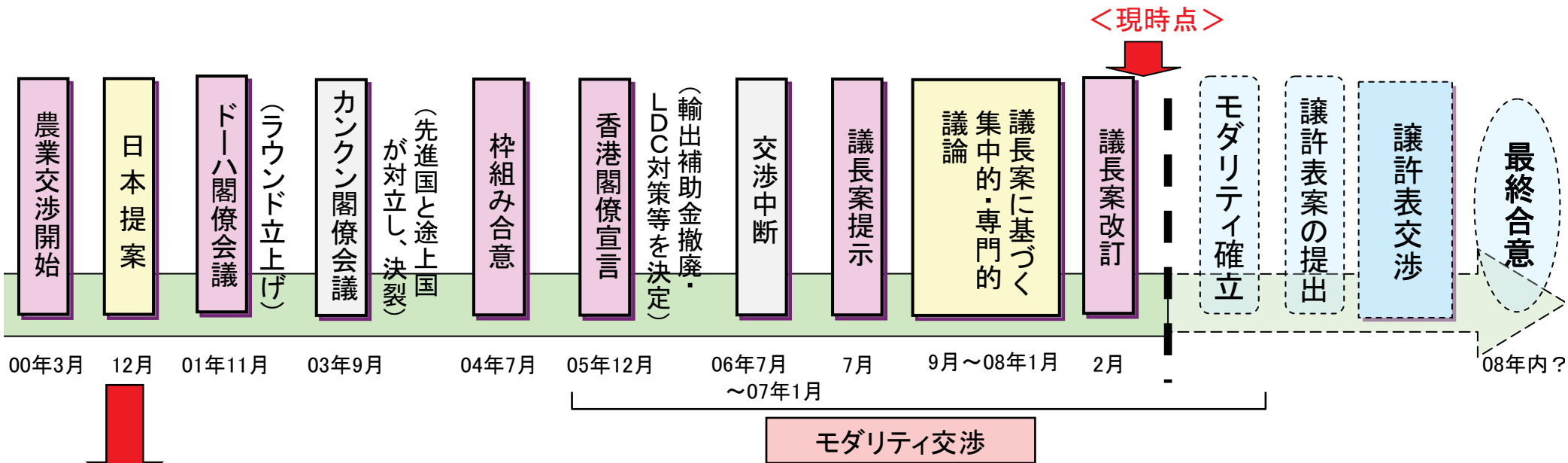
# 農業に関する国際交渉について

WTO 農業交渉について……………	1
EPA・FTA について……………	6

平成 20 年 5 月

**農林水産省**

# WTO農業交渉の流れ



## 交渉にのぞむ我が国の考え方

多様な農業の共存

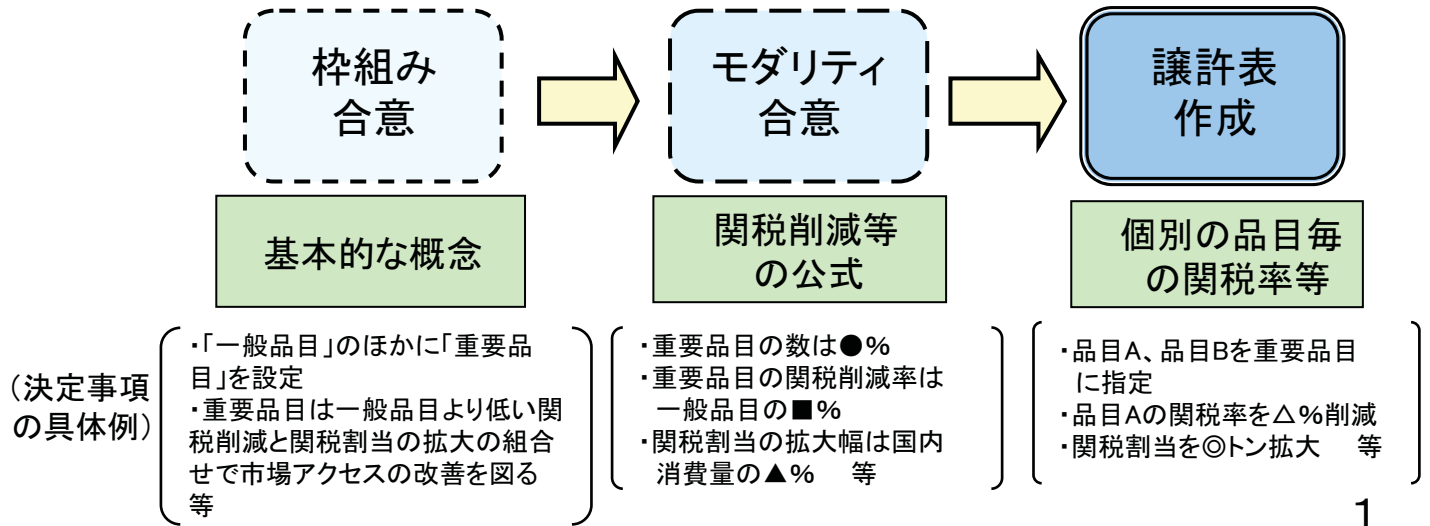
- ・食料安全保障の確保
- ・農業の多面的な機能への配慮

国内農業の構造改革の推進

輸出入国間のバランスのとれた貿易ルールの確立

途上国の開発への貢献

## (参考) 枠組み合意、モダリティ、譲許表とは？



# WTO交渉における市場アクセス改善案(議長案)

<75%以上の関税率の品目の場合>

	農産物に占める割合	関税削減	関税割当拡大幅 (国内消費量に占める割合)
一般品目	92~96%	66~73%減	なし
重要品目	4~8%	一般品目の 3パターンから選択 { 1/3の削減 1/2の削減 2/3の削減	→ 4~6% → 3.5~5.5% → 3~5%

※ 我が国は、重要品目について、①全農産物の10%以上必要、②大幅な関税割当拡大は受入不可と主張。

# 国内支持分野における議論(改訂議長テキストの内容:主に先進国の場合)

注) 国内支持:農業生産者のために行われる助成のこと。特定の農産品に対して行われる補助金と農業生産者一般のために行われる補助金(研究開発、基盤整備等)のほか、価格支持(価格保証)を含む

## 貿易歪曲的国内支持全体

URでの扱い

特段の規律はない

ドーハでの扱い

個々の区分の削減とは別に全体額を削減  
(米国は[66]~[73]%,日本は[71]~[79]%削減)

## 黄の政策(AMS)

性格

最も貿易歪曲的な国内支持  
(デミニミス、青、緑以外)

- ・市場価格支持
- ・不足払い 等

URでの扱い

各国の1986-88年の実績を20%削減

ドーハでの扱い

- ・UR以上の大幅削減  
(米国は[60]%,  
日本は[70]%削減)
- ・品目別の上限設定  
(原則95-00年の平均)

## デミニミス

性格

農業生産額の5%以下の国内助成  
(生産全体に大きな影響は与えないと  
いう位置付け)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

[50]~[60]%以上の削減

## 青の政策

性格

直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの  
(「黄」と「緑」の中間段階と  
の位置付け)

URでの扱い

生産制限の下での直接支  
払いは削減対象外

ドーハでの扱い

- ・生産を義務付けない直接支  
払い(新青の政策)を青の政策  
として追加
- ・全体の上限を設定  
(農業総生産額の2.5%)
- ・品目別の上限を設定  
(旧青:95-00年の平均  
新青:青の政策全体の上限を法  
的に定められた品目別比  
率で按分(1~2割の猶予))

## 緑の政策

性格

貿易歪曲性がないか最小限  
・試験研究  
・基盤整備 等  
(農業協定に要件が詳細に  
列挙されている)

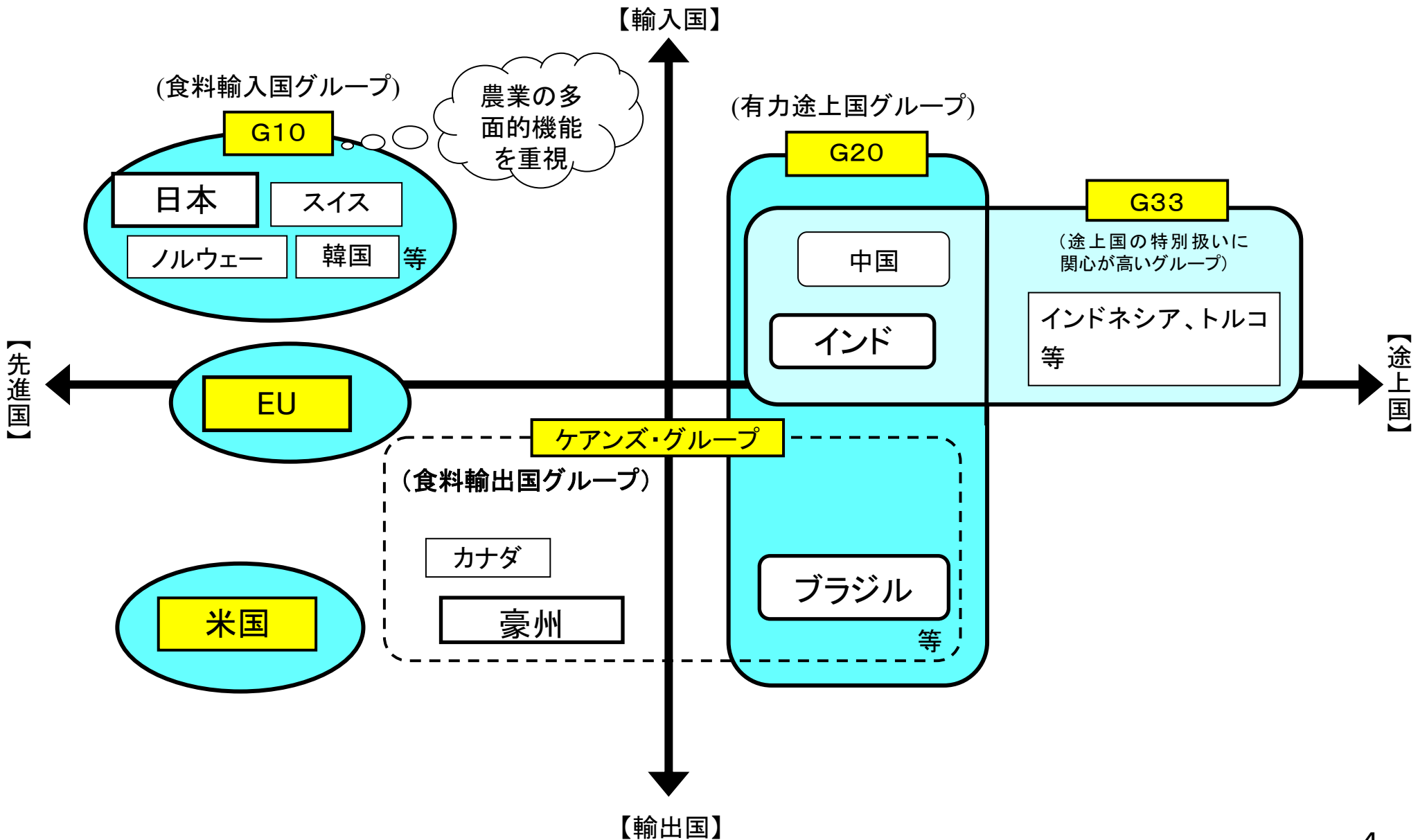
URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

削減対象外  
(現行の枠組を基本的に維持)

# WTO農業交渉の主要国・グループ



# WTO農業交渉の主な構図

※改訂箇所は下線付き太字で記載

交渉分野	論点	交渉の構図									
市場 アクセス	一般品目	米国、途上国 より高い削減率 (75%)以上	(改訂議長テキスト) ・最高階層の削減率 66~73%削減 ・ <b>平均削減率</b> <b>先進国: 54%削減</b> (重要品目の削減率も計算に含む)	EC、日本・G10 より低い削減率(※1)							
	上限関税	米国、途上国 設定 例外は代償(その品目の 関税割当拡大)が必要	・設定しない ・100%超の高関税品目が 一定以上(4%以上)残る場 合には関税割当の追加拡大	日本・G10 設定しない 代償も不可							
	数	途上国 より少なく (有税品目がベース)	有税品目または <b>全品目</b> の 4~6% (条件付き・代償あり で8%も可)  (米・ECは全品目の4~5%で一致?)	日本・G10 より多く (全品目の10%)							
	重要品目 低関税輸入 枠の拡大	米国、途上国 より大きい拡大	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関税削減率 (一般品目 との比較)</th> <th style="text-align: center;">枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1/3</td> <td style="text-align: center;">4~6%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>1/2</b></td> <td style="text-align: center;"><b>3.5~5.5%</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2/3</td> <td style="text-align: center;">3~5%</td> </tr> </tbody> </table>	関税削減率 (一般品目 との比較)	枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)	1/3	4~6%	<b>1/2</b>	<b>3.5~5.5%</b>	2/3	3~5%
関税削減率 (一般品目 との比較)	枠の拡大幅 (国内消費量 ベース)										
1/3	4~6%										
<b>1/2</b>	<b>3.5~5.5%</b>										
2/3	3~5%										
国内支持	米国の水準	EC、日本、途上国 150億ドル以下	130~164億ドル (66~73%削減)	米国 170億ドル以上(※2)							

※1 ECは昨年9月からの集中的議論の中で、条件付きながら、関税削減率70%まで可能と言及

※2 米国は昨年9月からの集中的議論の中で、条件付きながら、国内支持の削減について議長案の幅で議論する用意がある旨発言

# EPA・FTAとは

- FTA（自由貿易協定）とは、協定構成国間で、物やサービスの貿易自由化を行う協定。EPA（経済連携協定）とは、FTAの要素に加え、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定。
- 我が国は、WTOの多角的貿易体制を補完するものとして、アジアを中心にEPA・FTA締結を推進。

## EPAとFTA

### 経済連携協定（EPA）

(Economic Partnership Agreement)

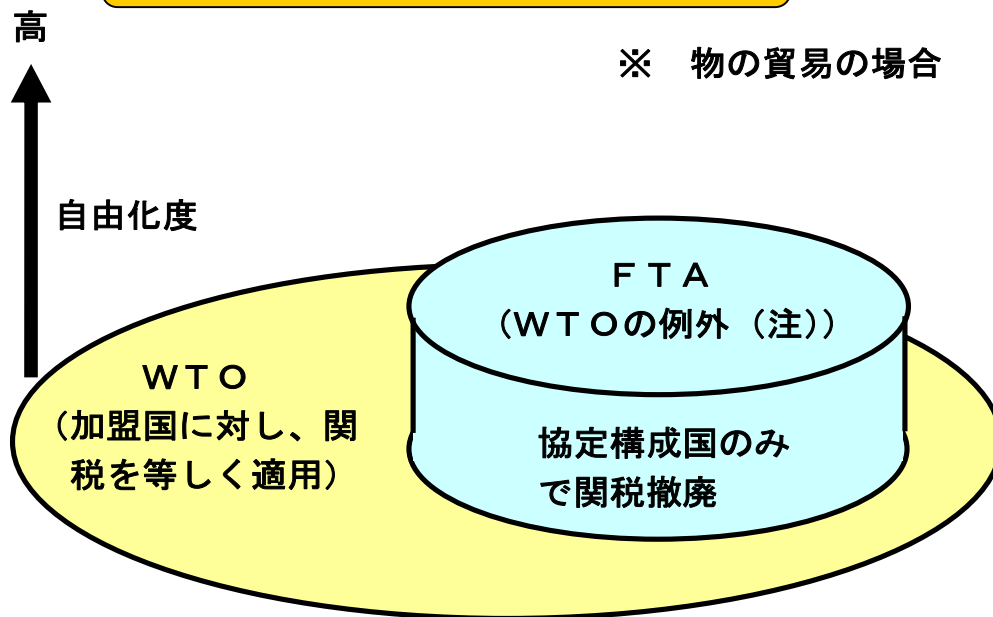
協定構成国間での、物やサービスの貿易自由化だけでなく、投資の自由化、人的交流の拡大、協力の促進等幅広い分野を含む協定

### 自由貿易協定（FTA）

(Free Trade Agreement)

協定構成国のみを対象として、物やサービスの貿易自由化を行う協定

## WTOとFTA



WTO協定上の条件（GATT第24条）  
「実質上すべての貿易」について関税撤廃を行うこと。

# 我が国のEPA・FTAをめぐる状況

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	
発効・署名・大筋合意	シンガポール	☆署名 (1月)	★発効 (11月)			見直し交渉(4月~)	☆署名 (3月)	★発効 (9月)	
	メキシコ		交渉 (11月~)	☆署名 (9月)	★発効 (4月)				
	マレーシア			交渉 (1月~)	☆署名 (12月)	★発効(7月)			
	チリ					交渉(2月~)	☆署名 (3月)	★発効 (9月)	
	タイ			交渉(2月~)			☆署名 (4月)	★発効 (11月)	
	フィリピン			交渉(2月~)	○大筋合意(11月)		☆署名(9月)		
	ブルネイ					交渉(6月~)	○大筋合意(12月) ☆署名(6月)		
	インドネシア					交渉(7月~)	○大筋合意(11月) ☆署名(8月)		
	ASEAN全体					交渉(4月~)	○大筋合意(8月) △妥結(11月) ☆署名(4月)		
	交渉中	韓国(注1)		交渉(12月~)					
GCC(注2)						交渉(9月~)			
ベトナム							交渉(1月~)		
インド							交渉(1月~)		
豪州							交渉(4月~)		
スイス							交渉(5月~)		

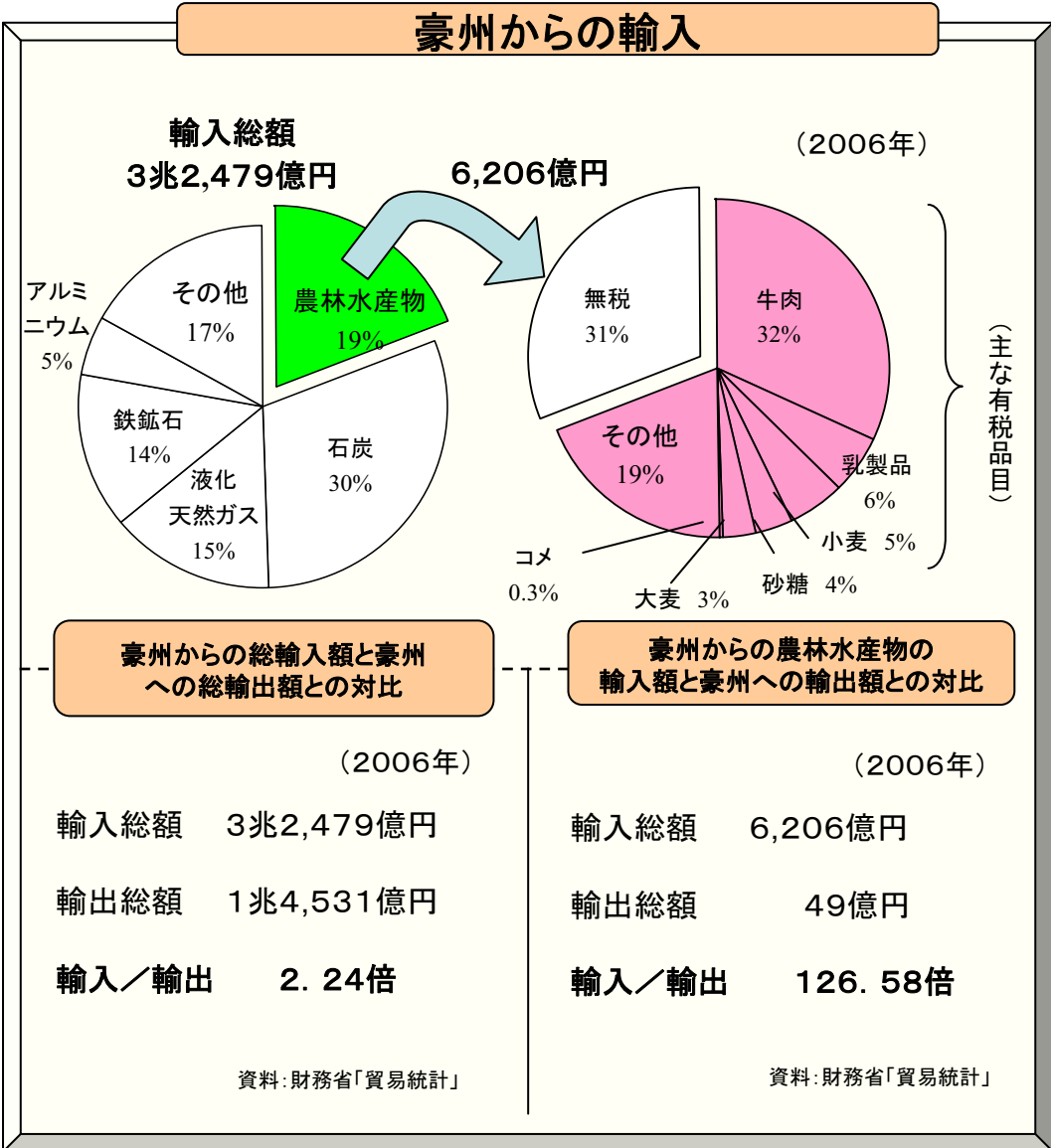
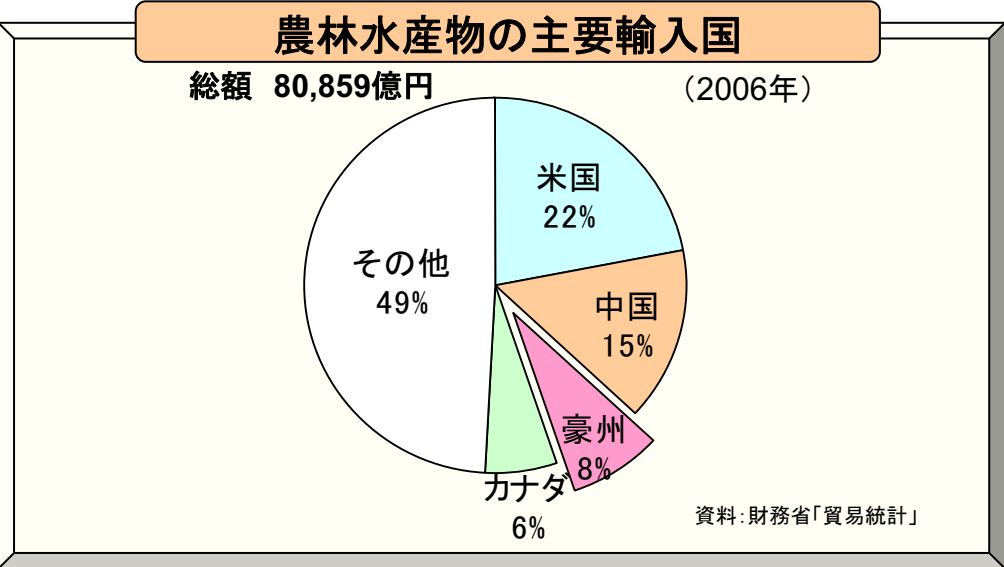
(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。

(注2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。



# 日豪の貿易と農業構造の比較

## 1. 日豪間の貿易と農業構造の格差



### 我が国と豪州の国土・農業の比較

	日本	豪州	日本との比較
国土面積(百万ha)	38	774	20倍
農用地面積(百万ha)	5	447	89倍
平均経営面積(ha/戸)	1.8	3,385	1,881倍
国民一人当たり農地面積(ha/人)	0.04	22.9	573倍

資料:国土面積及び農用地面積はFAOSTAT(2002)。その他の指標は、日本は2005年(農林業センサス等)、豪州は2003年(豪州作物統計)。豪州の農用地の大半は放牧地。耕地面積は農用地面積の1割(48百万ha)であり、1戸当たりの平均耕地面積は365ha/戸。

## 2. 日豪EPAをめぐる動き

- |                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 共同研報報告書取りまとめ<br/>(2006年12月11日)</p>                                                                | <p>【報告書の抜粋】<br/>交渉は、あらゆる品目と課題が取り上げられ、また、「段階的削減」のみならず「除外」及び「再協議」を含むすべての柔軟性の選択肢が用いられるものとして開始される。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>○ 衆議院、参議院それぞれの農<br/>林水産委員会において、全会一<br/>致で決議を採択</p> <p>( 衆 ): 2006年12月 7日<br/>( 参 ): 2006年12月12日</p> | <p>【決議のポイント】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政府一体となって全力で交渉すること。</li> <li>② WTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。</li> <li>③ 交渉期限を定めず粘り強く交渉すること。重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。</li> <li>④ 国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。</li> </ol> |
| <p>○ 日豪首脳会談において、2007年<br/>から交渉を開始することに合意<br/>(2006年12月12日)</p>                                         | <p>【首脳会談における総理の発言要旨】<br/>交渉にあたっては、センシティブティーに十分配慮し、特に日本にとっての農業等の重要性を認識しながら、相互利益の実現を目指す考えである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <p>○ 第1回交渉会合<br/>(2007年4月23日・24日 豪州(キャンベラ))</p>                                                        | <p>交渉の枠組み、進め方の議論が行われ、交渉の範囲、開催頻度等について認識を共有。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p>○ 第2回交渉会合<br/>(2007年8月6－10日 東京)</p>                                                                 | <p>我が国の農林水産業をめぐる状況及びその重要性について説明。更に議論を継続することとなった。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>○ 第3回交渉会合<br/>(2007年11月5－8日 豪州(キャンベラ))</p>                                                          | <p>前回会合に引き続き、我が国の農林水産業の重要性について議論。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>○ 第4回交渉会合<br/>(2008年2月25－29日 東京)</p>                                                                | <p>物の貿易分野で、リクエスト・オファーを交換、説明。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>○ 第5回交渉会合<br/>(2008年4月28－5月1日 豪州(キャンベラ))</p>                                                        | <p>前回会合で交換したリクエスト・オファーに基づき、乳製品、牛肉について議論。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |